

愛媛県介護施設等に対するサービス継続支援事業実施要領

(目的)

第1条 介護施設等は、入所者の栄養・心身の状況等を考慮した食事を提供しなければならないこととされており、24時間365日の入所者の生活及び生命維持の基幹となっており、療養やリハビリにおいて栄養管理が必須となっている。昨今の物価上昇を受け、米をはじめとする食料費について、なおも価格の動きが急激であり、質の確保された食事の提供という基幹的なサービスの維持が困難な状況にある。このため、物価上昇といった厳しい経営環境の中でも必要な介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための緊急的な支援として食料品の購入費に対する支援を行うことを目的とする。

(事業の内容等)

第2条 介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための食料品の購入費等に対する支援を行う。

- 2 補助対象となる介護施設等は、愛媛県内に所在し、申請時点において指定等を受けており、運営中の介護施設等とする。
- 3 補助額は、別添に規定する基準単価と対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額とする。なお、予算の範囲内で補助を行うものとし、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 4 補助対象、補助額及び対象経費等の詳細は別添のとおりとする。

(その他)

第3条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和8年3月9日から施行する。

別添 愛媛県介護施設等に対するサービス継続支援事業

基準単価（単位：千円、1事業所又は1定員当たり）

助成対象事業所・施設		事業所・施設等の種別（※）	介護サービスを継続して提供できるよう、食事の提供という基幹的なサービスの質を確保するための食料品等の購入費用を支出した施設等。
1	介護老人福祉施設		
2	介護老人保健施設	18/定員	
3	介護医療院	18/定員	
4	地域密着型介護老人福祉施設	18/定員	
5	短期入所生活介護	18/定員	
6	養護老人ホーム	18/定員	
7	軽費老人ホーム	18/定員	
対象経費		食材料品等	
助成額		<ul style="list-style-type: none"> ・施設ごとに、基準単価と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を助成額とする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 ・1施設当たり1回まで助成することができる。 	

※ 定員数は、令和7年4月1日時点の定員により判断すること。
 介護施設等について、助成の申請時点で指定等を受けているものであり、休業中の事業者は事後再開後、助成対象とする。